

# 労災保険（労働者災害補償保険）とは

## 相談内容

勤め先の工場で仕事中にケガをしました。労災保険が受給できると聞きましたが、どのようにしたらよいでしょうか。

## 対応

問合せを受けた山口行政監視行政相談センターでは、労災保険を受給するためには労働基準監督署に申請を行い労災認定を受ける必要があることを説明し、詳しくは所轄の労働基準監督署に問い合わせるよう案内しました。

## 山口行政監視行政相談センターから

労災保険制度は、労働者の業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、併せて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。その費用は、原則として事業主の負担する保険料で賄われています。労災保険は、原則として、一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模を問わず、全てに適用されます。なお、労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、労働者であれば、アルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。

また、労災保険は強制保険で事業主に加入義務がありますので、事業主がその加入手続きをしていない場合でも、労働者は保険給付を受けられます。労災事故を受けたときは、できるだけ早く事業主や労働基準監督署へ報告してください。

保険給付には、療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、葬祭料・葬祭給付、傷病（補償）年金、介護（補償）給付、二次健康診断給付のほか、複数業務要因災害に関する保険給付があります。

保険給付を受けるためには、被災労働者やその遺族等が所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、原則、被災労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署長に提出しなければなりません。申請を受けた労働基準監督署長は、労災事故等について調査を行い、必要に応じて請求者や関係者に書類の提出の求めや聴取をして支給（不支給）決定をします。決定に不服がある場合は、3か月以内に労働者災害補償保険審査官に審査請求を行うことができます。

労災事故等により医療機関を受診する場合は、初診時に労災事故等であることを申し出て受診してください。労災認定された場合は、労災病院・労災指定医療機関であれば医療費の自己負担なしで療養できます。それ以外の医療機関であれば、自分で立て替えた医療費が戻ってきます。労災認定されなかった場合は、健康保険や国民健康保険の適用となります。

なお、労災申請は、給付内容によって、請求権が発生してから2年または5年の時効がありますので注意してください。

詳細や不明な点は、所轄の労働基準監督署に問い合わせてください。

（令和5年5月24日 山口新聞に掲載）